

#### 第5の調査結果：

FSIS のウェブサイト上において、日本向けに輸出できる製品とできない製品についての情報を掲載しているが、今回の事件においては、製品の適格性を判断する上で、内容が詳細でなく十分なものではなかった。

#### 第5の調査結果に対する措置

認定された EV プログラムを持つ各施設のために、AMS は、EV プログラムに参加している各国に対して輸出が認定されている具体的な製品のリストを、内部のウェブサイト上で保持する。この情報へのアクセスは、EV プログラムの中で研修された FSIS 検査プログラム担当職員に提供される。

\*これは 2006 年 3 月 1 日までに完了する予定である。

#### 実施を確実にするための政策措置

これらの是正措置を効果的に実行するために、FSIS 及び AMS は、両局間の適正な責務と権限を概説した「了解の覚書 (MOU)」を履行するものとする。

\*了解の覚書 (MOU) は 2006 年 3 月 1 日までに署名され、発効の予定である。

FSIS の調査により特定された 15 の措置ステップ

	措 置	色のコード 緑=完了 黄=進展中	現状・コメント
調査結果1			
1	<p>施設がEVプログラムのためのAMSによる認定を求めて、そのQSマニュアルを提出すると、直ちにAMSはFSISテクニカル・サービス・センター（TSC）に通知する。FSISは、認定施設の検査プログラム担当職員に対し、研修を行う。FSISは、認定施設の担当職員の研修が5日（業務日）以内に修了することを保証する。FSISは、該当プログラムが修了したとき、AMSに通知する。AMSはFSISから研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定をしないものとする。</p>	(緑)	2006年2月13日に完了
2	<p>施設がEVプログラムの認定を受けた場合、AMSは、その施設を特定の国に対して製品の輸出を認定された施設リストに加える。AMSからFSISへのそのリストの通知は、監査結果の写しのFSIS TSCへの電子的送信で行い、さらにFSIS TSCはFSIS地方事務所にそれを通知する。AMSは監査報告書の完全な写しをFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップをするものとする。</p>	(緑)	2006年2月13日に完了

3	施設がリストから削除された場合、AMSはFSIS TSCに直ちに通知し、FSIS TSCはFSIS地方事務所に通知する。AMSはリスト削除の通知の写しを、また、適当な場合は監査報告書をFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップするものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
4	認定された施設は、記録として全てのEVプログラム監査報告書の写しを保持するものとし、経営者は次の毎週のミーティングで監査報告書についてFSISの任命した施設検査プログラム担当職員と討議するものとする。このことは、EVプログラム認定施設に対するひとつの義務として加えられるものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
5	FSISは全ての監査結果およびAMSの報告書の受領を確認するものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
調査結果2			
1	と畜場と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMSは部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設にとっての供給者であるEV認定と畜場施設のリストを保持するよう求める。	(黄)	2006年3月1日以前に完了
調査結果3			
1	EVプログラムにおける出荷確認についての責任をFSISとAMSの両者が共同で負うべきである。条件条件の充足を確認するためのプロセスの中に、もう一つステップを加えるため、AMSは輸出証明プロセスにおいて第二の署名を提供する。	(黄)	輸入国と行われている検討の発展次第により、2006年3月1日以前に開始

調査結果4			
1	EVプログラムを持つ諸国向けの確立されている手続き、及び輸出条件を見直すため、FSIS地域事務所長と、電話による会議を開催する。	(緑)	2006年1月20日に完了
2	FSISは、EVプログラムの検査を行うFSISの担当職員に対し、追加的な研修を行う。	(緑)	2006年1月23日に施行、修正施行令と修正通知に関する研修は実施中
3	当該研修に用いられるすべての資料は、検査プログラム担当職員向けのFSISの電子的研修システム用にフォーマットされる。当該システムは新しい職員やEV条件の対象となる製品の生産の任務にローテーションで就く職員向けの、再度の研修実施を可能にする。研修が成功のうちに完了したことが各職員についてデータベースに記録される。	(黄)	2006年3月15日以前に実施し、その後、継続
4	FSISはEVプログラムに基づく牛肉製品を証明するための証明責任についての役割と責任を明確にするため、改訂されたFSIS通知を作成しているところである。追加研修が当該通知に関して提供される。	(黄)	2006年3月15日以前に実施し、その後、継続
5	EVプログラムに何らかの変更があった際に通知するため、USDAは検査プログラム担当職員とEV認定施設職員に対し、定期購読の電子メールを開設した。	(緑)	2006年1月24日に完了。現状では600以上の受領者

6	施設のQSマニュアルが、AMSによるEVプログラム認定のために提出されると、AMSはFSIS TSCに通知する。FSISは認定された施設の検査プログラム担当職員に対して研修を提供する。FSISは研修が業務日5日以内に修了することを確認する。研修が完了した際には、FSISはAMSに通知する。AMSはFSISから研修が修了したとの通知を受け取るまでは、施設に輸出認定を与えないものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
調査結果5			
1	認定されたEVプログラムを持つ各施設のために、AMSは、EVプログラムに参加している各国に対して輸出が認定されている具体的な製品のリストを、内部のウェブサイト上で保持する。この情報へのアクセスは、EVプログラムの中で研修されたFSIS検査プログラム担当職員に提供される。	(黄)	2006年3月1日以前に完了
実施を確実にするための政策措置			
1	これらの是正措置を効果的に実行するために、FSIS及びAMSは、両局間の適正な責務と権限を概説した「了解の覚書 (MOU)」を履行するものとする。	(黄)	2006年3月1日以前に完了

米国農務省 (USDA)

食品安全検査局 (FSIS)

Washington, D. C. 20250

2006年2月15日

To: Robert W. Young 監察官室 (OIG)  
監査担当監査官補

From: Lloyd C. Day  
農業販売促進局 (AMS)  
局長

Barbara J. Masters D.V.M.  
食品安全検査局 (FSIS)  
局長

主題： 監察官室 (OIG) 公式報告書案—日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する  
USDA の管理に関する評価

本報告書について検討しコメントする機会をいただき感謝します。AMS と FSIS は本報告書案に非常に関心を持っており6項目の監査勧告についてそれぞれ回答しました。

### 第1号勧告

AMS は、輸出が認められている各食肉処理施設の特定牛肉製品を、ウェブサイト上に掲載するべきである。

### 第1号勧告に対する AMS の回答

EV プログラムが認定されている各施設に関しては、AMS は、EV プログラムに参加している各国への輸出を認定した特定製品を、自己のウェブサイトに掲載する。EV プログラムの研修を受けた FSIS の検査プログラム担当職員は、この情報へアクセスできる。本件は2006年3月1日までに完了する。

### 第2号勧告

AMS 及び FSIS は合同で運用プロセス (補正的コントロール) を作成するべきである。このプロセスは、FSIS が輸出書類を証明する前に、施設と輸出用製品の適格性を確認

するものである。

### 第2号勧告に対するAMSの回答

施設がEVプログラムに基づく監査を受け、認定されるか又はリストから除外された場合、AMSはFSISに通知する。これは2006年2月13日から実行し、以下の通り行われる。

i. 施設のQSAマニュアルがAMSによるEVプログラムの認定のために提出されるとAMSは、直ちにFSISテクニカルサービスセンター(TSC)に通知する。FSISは、施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書の内容について研修を行う。FSISは、AMSの通知から5日(業務日)以内に施設の担当職員の研修を必ず完了させる。FSISは、該当検査プログラム担当職員が所定の研修を修了した時点で、AMSに通知する。AMSはFSISから研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定を行わない。

ii. 施設がEVプログラムの下で認定されると、AMSは、その施設を特定の国に製品の輸出ができる施設リストに加える。AMSは、FSIS TSCに監査結果のコピーを電子送信することによってリストに掲載されたことをFSISに知らせる。さらにFSIS TSCはFSIS地方事務所にそれを通知する。AMSは監査報告書の完全な写しをFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップをする。

iii. 施設がリストから削除された場合、AMSはFSIS TSCに直ちに通知し、FSIS TSCもFSIS地方事務所に通知する。AMSはリスト削除の通知の写しを、また、適切な場合は監査報告書をFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップする。

iv. 認定された施設は、記録として全てのEVプログラム監査報告書の写しを一部保持するものとし、経営者は毎週のミーティングで監査報告書についてFSISの任命した施設検査プログラム担当職員と議論する。本件は、EVプログラムのもとで認定される施設の条件に追加される。

v. FSISはAMSから提供されたすべての監査結果と報告書の受領を確認する。

供給者と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMSは部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設へのEV認定供給者のリストを保持するよう要求する。さらに、AMSは、部分肉処理施設に対し、各EV認定供給者がEVプログラムに基づき供給を認定される製品の現行リストを保持するよう要求する。認定EVプログラムの一環として、これら施設は、FSISが施設の記録にアクセスできるようにしなければならない。

### 第3号勧告

AMSは、施設の職員と連携して特定の製品と日本向けBEVプログラムに必要な条件を

組み込むよう、QSA/EV マニュアルを修正すべきである。

### 第 3 号勧告に対する AMS の回答

2006 年 1 月 20 日、ジョハンズ農務長官が発表したように、AMS はすべての EV 認定施設を再確認する。AMS は、ジョハンズ長官が発表した 4 番目の措置に示されている抜き打ちの再確認に加え、EV プログラムが必要な各国向けの EV プログラム認定施設全ての再確認を行う。この再確認は、EV プログラムに記載される特定製品条件(例えば、せき柱の除去)について、各施設における実施状況をターゲットにする。この再調査は、現在半年に 1 回行っている認定施設の QSA/EV プログラムの監査を補足する。この監査は、施設がその QS マニュアルを遵守しているかどうかを客観的に判断するために、証拠を取得しその情報を評価する系統だった立証プロセスである。同監査は特定製品条件の遵守を確保するために行われている各事務所のプロセスを評価するものである。

2006 年 1 月 24 日、USDA はワシントンの本部において EV プログラムに参加している施設の代表との会合を開催した。CEO や日本に牛肉を輸出している施設の品質保証担当役員などの経営トップ層は、全施設の代表の参加が期待されていることを農務長官から通知され、これら全施設からの出席があった。また、USDA は、日本以外の国向けの EV プログラムに基づき認定されたすべての施設の上級経営者の参加も奨励し、多数出席した。マイク・ジョハンズ農務長官は、米国の農産物や食品輸出プログラムに関連する規準を高いレベルに維持するための必要条件を遵守することが重要である旨を、自ら明確に述べた。

2006 年 1 月 24 日の会合中で、FSIS と AMS は合同で業界の輸出条件遵守という重要な問題に取り組んだ。特に、輸出証明手順を見直し、続いて国ごとの条件や輸出証明プロセスについて深い討議が行われた。プレゼンテーションの内容はすべての EV 認定施設に電子メールで送信され、FSIS と AMS のウェブサイトにも掲載された。

### 第 4 号勧告

FSIS は輸出証明プロセスの各段階において関係する FSIS 職員の役割と責任を明確にするべきである。

### 第 4 号勧告に対する FSIS の回答

FSIS は FSIS 指令 9000.1 (輸出証明) を改訂し、輸出証明プロセスに関する現在の方針を明確にする。この指令には FSIS 地域事務所及び検査プログラム担当職員が従う



べき基準が明確に規定され、輸出証明プロセスの各段階に関係する FSIS 職員の役割と責任を更に明確にするものである。FSIS 指令 9000.1 には、FSIS のファクシミリ様式 9060-6 を使用してこれに必要事項を記載することが明確に謳われており、検査プログラム担当職員に対し、FSIS 輸出ライブラリーの目的を明確に示すものである。同指令により、輸出証明を行うために従わなければならないステップを明確化する。

FSIS 指令 9000.1 の改訂 1 は、2006 年 3 月 1 日までに公表される予定である。

また、FSIS は「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明に関する FSIS 通知」を公表し、EV プログラムに基づき生産された牛肉の証明に関する役割と責任を明確化する。

この FSIS 通告は 2006 年 3 月 1 日までに公表される予定である。

### **第 5 号勧告**

FSIS は消費者安全検査担当職員 (CSI) のために輸出証明に関する研修プログラムの開発を早急に進めるべきである。また、FSIS は輸出証明を行うために派遣される検査担当職員の研修プログラムに検定試験制度を組み入れるべきである。

### **第 5 号勧告に対する FSIS の回答**

2006 年 1 月 20 日に、FSIS はすべての地域事務所長と電話会議を行い、EV プログラムを必要とする国について現在制定されている手順と輸出条件の見直しを行った。全ての輸出に責任を持つ検査プログラム担当職員は、輸出条件を熟知し理解していなければならないことが強調された。さらに、輸出業者にすべての輸出条件を遵守させるため、すべての検査プログラム担当職員にその重要性を電話で再確認した。地域事務所長は、自分たちと輸出に対して責任を負うすべての検査プログラム担当職員が輸出条件を熟知し理解する責任があることが告げられた。

FSIS は EV プログラムのための検査要員に対して更なる研修を用意したが、今後もこの研修を続ける予定である。2006 年 1 月 23 日月曜日に、FSIS はすべての EV 認定施設の検査プログラム担当職員に対し、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。この会議は輸出条件を集中的に再確認、輸出条件の遵守、安全性、及び正確さを維持されることを確保するためのものである。特に、このプログラムでは、FSIS 指令 9000.1 (輸出証明) 及び 9040.1 (輸出用製品の再検査) を詳細に確認した (FSIS の輸出証明プロセスに関する現在の方針を明確にするために、指令 9000.1 (輸出証明) は修正される予定である)。輸出、各国の必要条件、EV プログラム、及び輸出手順の関係資

料がすべての会議参加者に配布された。この研修では、輸出証明書情報が正確であること、輸出施設の所定の書類が輸出証明書に添付されていること、受入国の更なる条件について FSIS の輸出ライブラリーを確実に確認することといった、輸出証明を行う職員の責任が繰り返し言及された。

AMS の EV プログラムの概要ならびに改訂された指令や通知などのすべての関連参考資料、その他パワーポイント、適格製品のデジタル画像、シナリオ及び質疑応答などこの研修に使用されるすべての資料は、FSIS 検査プログラム担当職員用のコンピュータ・ベースの研修に形式を合わせている。職員にはコンピュータを利用したフォローアップ研修を行い、EV プログラムの条件の下で製品を生産する施設にローテーションにより配置されうる職員に対しても同様である。この研修は補足的に行われ、2006 年 1 月以降に雇用された新規職員に対しても実施される。各職員が研修を完了したことは、FSIS の研修データベース内に記録される。

FSIS は、EV プログラムに基づき牛肉製品を証明する責任における役割と義務を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しているところである。また、検査プログラム担当職員のために、この通知に関する更なる研修を実施する。FSIS は、検査プログラム担当職員がこの研修を修了し、実績評価で認定プロセスを習熟したことが実証されている証拠書類を提出するよう求める。2006 年 3 月 15 日までに、FSIS はこの研修を実施する予定である。輸出証明書には、研修を修了し認定プロセスを習熟した FSIS の検査プログラム担当職員しか署名できない。

追加的な連絡手段として、USDA は、EV プログラムを持つ施設の従業員と検査プログラム担当職員に対し、定期的に配信される電子メールを開設した。現在、EV プログラムが変更されたときには、電子メールで注意を喚起する通知を受けている。USDA は、2006 年 1 月 24 日の業界幹部との会議の際、全ての参加者に対してその場で電子メール配信の受付を行った。現在まで、この電子メールの情報は、600 以上の読者に配信されている。

調査結果 No. 1 に対する措置は、調査結果 No. 4 にも当てはまる。AMS が認定する EV プログラム用の品質システムマニュアルが施設から提出された際には、AMS はすぐに FSIS TSC に通知する。FSIS は、証明を求める施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書に関する研修を実施する。FSIS は、AMS の通知から営業日 5 日間以内に、認定された施設担当職員の研修を必ず完了させる。FSIS は、検査プログラム担当職員の研修が完了した時点で AMS に通知する。AMS は、FSIS から研修が完了したとの通知

を受け取るまで、輸出向けの施設の輸出を認定しない。このシステムにより、検査プログラム担当職員の研修に関する通知が適正であると裏付けられる。

### 第6号勧告

FSIS は IPPS の確認指針を改訂して輸出証明プロセスの監視体制を強化し、輸出証明を行う検査担当職員の能力を評価する手順を新たに組み込むべきである。

### 第6号勧告に対する FSIS の回答

FSIS 指令 4430.3 の改訂 1、すなわち施設内遂行システム (IPPS) は、2005 年 11 月 18 日に公表されたが、これには IPPS アセスメントを実行する際に現地事務所管轄内の監督者が遵守すべき、最新のプロセスと手順が示されている。IPPS プロセスの中に、輸出に責任を負うすべての職員のための輸出業務の遂行基準が定められている。「輸出業務」遂行項目には 8 つの小項目がある。監督者は、IPPS プロセスを使って、輸出証明がなされた製品が法律、規則及び外国の必要条件に準拠しているかどうかを確認することについて、施設内の非管理職の検査プログラム担当職員の業務を評価する。IPPS の見直し結果は、2005 年 11 月に修正された FSIS 様式 4430-8 (施設内遂行システム評価) に記録する。IPPS 監督指針も同様に 2005 年 11 月に改訂されており、いくつかの業務について別の指針が示された。

FSIS 現場作業部署は、輸出業務についてより詳細な指針を提供する IPPS 監督指針を改訂するため、FSIS TSC と協力する。また、FSIS は、輸出業務を専門に行う職員のために FSIS 様式 4430-8 を作成することになっている。これは 2006 年 3 月までに作成される予定である。

勧告 6 項目

監察官室 - 日本向け BEV に対する USDA の管理の評価

2006 年 2 月 11 日

勧告 番号	勧告	色彩コード 緑=完了 黄=進展中	状況/コメント
1	AMS は、輸出が認められている各食肉処理施設の特定牛肉製品を、ウェブサイト上に掲載すべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に完了。EV プログラムが認定されている各施設に関しては、AMS は、EV プログラムに参加している各国への輸出を認定した特定製品を、自己のウェブサイトに掲載する。EV プログラムの研修を受けた FSIS の検査プログラム担当職員は、この情報へアクセスできる。
2	AMS 及び FSIS は合同で運用プロセス（補正的コントロール）を作成すべきである。このプロセスは、FSIS が輸出書類を証明する前に、施設と輸出用製品の適格性を確認するものである。	(緑)	2006 年 2 月 13 日より、施設が EV プログラムに基づく監査を受け、認定されるか又はリストから除外された場合、AMS は FSIS に通知する。
3	AMS は、施設の職員と連携して特定の製品と日本向け BEV プログラムに必要な条件を組み込むよう、QSA/EV マニュアルを修正すべきである。	(黄)	2006 年 1 月 24 日、USDA はワシントンの本部において EV プログラムに参加している施設の代表との会合を開催した。日本政府が報告書及びその措置を考察し受け入れてから 2 週間以内かつ製品の日本向け輸出以前に完了させるために、AMS は EV プログラムを必要とする各国について、全ての EV 認定済み施設の調査を行う。

4	FSIS は輸出証明プロセスの各段階において関係する FSIS 職員の役割と責任を明確にするべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に、FSIS 指令 9000.1、改訂版 1 が発布される。輸出証明手続きに関する FSIS の現行方針を明確にするために、FSIS は FSIS 指令 9000.1、「輸出証明」を改訂中である。指令は輸出品を証明するために行うべき段階を明確にするであろう。
5	FSIS は消費者安全検査担当職員(CSI)のために輸出証明に関する研修プログラムの開発を早急に進めるべきである。また、FSIS は輸出証明を行うために派遣される検査担当職員の研修プログラムに検定試験制度を組み入れるべきである。	(緑)	2006 年 1 月 20 日、FSIS はすべての地域事務所長と電話会議を行い、EV プログラムを必要とする国について現在制定されている手順と輸出条件の見直しを行った。FSIS は EV プログラムのための検査要員に対して更なる研修を用意したが、今後もこの研修を続ける予定である。2006 年 1 月 23 日月曜日に、FSIS はすべての EV 認定施設の検査プログラム担当職員に対し、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。AMS の EV プログラムの概要ならびに改訂された指令や通知などのすべての関連参考資料、その他パワーポイント、適格製品のデジタル画像、シナリオ及び質疑応答などこの研修に使用されるすべての資料は、FSIS 検査プログラム担当職員用のコンピュータ・ベースの研修に形式を合わせている。
6	FSIS は IPPS の確認指針を改訂して輸出証明プロセスの監視体制を強化し、輸出証明を行う検査担当職員の能力を評価する手順を新たに組み込むべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に、FSIS 現場担当部署は、輸出業務についてより詳細な指針を提供する IPPS 監督指針を改訂にするため、FSIS 技術サービスセンターと協力する。また、FSIS は、輸出業務を専門に行う職員のために FSIS 様式 4430-8 を作成することになっている。